

○太陽光発電施設の設置等に関する条例

令和4年7月12日

宮城県条例第三十九号

太陽光発電施設の設置等に関する条例をここに公布する。

太陽光発電施設設置等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が五十キロワット以上のもの（増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。
- 四 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- 五 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- 六 設置規制区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。
- 七 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第四条 第五条ただし書の許可を申請しようとする者又は第十条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

(設置規制区域内への設置)

第五条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

(設置規制区域内における設置許可)

第六条 知事は、設置許可の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

2 知事は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。

3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合には、適用しない。

4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設に

については、第十条の規定による届出があったものとみなす。

(変更許可)

第七条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第八条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。

二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

(設置許可の取消し)

第九条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。

三 第六条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

四 第十八条の規定による命令に違反したとき。

(事業計画の届出)

第十条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を知事に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

第十一条 前条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なけれ

ばならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(維持管理等)

第十二条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。

5 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(地位の承継)

第十三条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第十条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人

は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。

5 前条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。

(廃止の届出)

第十四条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(指導及び助言)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十七条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。

一 設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け、設置規制区域内において太

陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は虚偽の申請により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 正当な理由なく第十五条の規定による指導に従わなかったとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第十八条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第十九条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第十七条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第二十条 太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等に関し、市町村の条例の規定による手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、当該市町村の全部又は一部の区域における手続等については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(罰則)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条から第十三条まで（第十二条第一項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

(既存施設の変更許可)

- 3 既存施設を管理する事業者（以下「既存事業者」という。）は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

- 4 第四条から第九条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可について、第十二条、第十三条、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第三項、第九条第一号及び第二号、第十四条第二項並びに第十七条第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第四項において準用する第七条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

- 5 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要（次項において「既存事業概要」という。）を知事に届け出なければ

ばならない。

6 事業区域の全部が設置規制区域外にあり、かつ、施行日前に規則で定める書類を知事に提出した者は、既存事業概要の届出を行ったものとみなす。

7 附則第五項の規定により届出を行った者（前項の規定により届出を行ったものとみなされる者を含む。附則第十二項において同じ。）が当該届出の内容を変更しようとするとき（附則第三項本文の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

8 第十一条の規定は、前項の届出について準用する。

（既存施設の維持管理等）

9 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設及び事業区域（以下この項及び次項において「既存施設等」という。）の維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い、当該既存施設等の維持管理等を行わなければならない。

10 第十二条第三項及び第四項の規定は前項の計画について、同条第五項の規定は既存施設等について、それぞれ準用する。

11 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を知事に届け出なければならない。

（既存事業者の地位の承継）

12 附則第五項の規定により届出を行った者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（準備行為）

13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。